

神奈川県立市ヶ尾高等学校

令和5年度 不祥事ゼロプログラム方針

市ヶ尾高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。実際の行動については、副校長を中心として全教職員でこれを行う。

2 課題と目標

| 課題 | 目標 | 検証 | | |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 |
| 1 法令遵守意識の向上 (法令の遵守(高い倫理観の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶)、サービス規律の徹底) | 公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底 | ○ | ○ | ○ |
| 2 職場のハラスメント (パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止 | 職員一人ひとりが当事者意識を持ち、原因・再発防止策について検討し、未然防止についての効果的な取組を推進 | ○ | ○ | ○ |
| 3 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止 | | ○ | ○ | ○ |
| 4 体罰、不適切な指導の防止 | 体罰によらない指導への理解の深化 教員間の相互チェックが働く体制整備 | ○ | ○ | ○ |
| 5 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止 | マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化 | ○ | ○ | ○ |
| 6 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策 | 教務手帳の管理等、個人情報の適切な管理の徹底 パスワードの設定、誤廃棄防止の徹底 | ○ | ○ | ○ |
| 7 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守 | 交通違反・交通事故防止 酒酔い運転・酒気帯び運転の未然防止 | ○ | ○ | ○ |
| 8 業務執行体制の確保等 (情報共有、相互チェック体制、業務協力体制) | 情報共有、相互チェック体制、業務協力体制の確認・徹底 | ○ | ○ | ○ |
| 9 財務事務等の適正執行 | 私費会計事務処理の周知・徹底 | ○ | ○ | ○ |

3 行動計画

(1) 「事故防止会議」体制

- ア 本会議は、副校長を中心に企画会議構成員をもって、これに充てる。
- イ 不祥事防止研修会は、副校長を中心に企画会議構成員と協力して、全職員対象に月1回のペースで開催する。

(2) 各課題における取組

- ア 神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料等を活用して、全職員対象の不祥事防止研修会を中心に取り組む。
- イ 新聞掲載事例については、写しを掲示し、朝の打合せ時に報告及び確認する。
- ウ 外部講師を招いての事故不祥事防止研修会を実施する。

(3) 内容

①法令遵守意識の向上（法令の遵守（高い倫理観の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶）、服務規律の徹底）

- 常日ごろ、法令遵守、服務規程の徹底を図る。
- 神奈川県職員行動指針「私たちの規律」を点検項目とした、全職員による自己点検を行う。
- 職員として、公務内外において、常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事（わいせつ事案等）防止を徹底する。

②職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

- 職員のパワハラ・セクハラ・マタハラ等に対する意識啓発の徹底を図る。

③生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

- 生徒とのSNS等の利用禁止を徹底する。
- 教科準備室等の適切な利用を徹底する。準備室の窓をふさがない等外から見えるような準備室内の配置を行う。
- 生徒のセクハラに対する意識の啓発及び相談体制の周知をし、組織的な対応を図る。

④体罰・不適切な指導の防止

- 部活動指導のあり方について再認識し、人権に配慮した指導について注意を喚起する。
- 生徒指導には複数で対応するなど、適切な指導を行うよう注意を喚起する。

⑤入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

- マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化を図る。

⑥個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

- 日常的に様々な個人情報を扱っていることを再認識する。
- ルールを確認し、個人情報の適切な管理を徹底する。

⑦交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

- 年末年始に関わらず、折に触れて注意を喚起する。

⑧業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

- グループ会議、学年会議、教科会議等の実施を通して、情報共有、相互チェック体制、業務協力体制の確認・徹底を行う。

⑨財務事務等の適正執行

- 私費会計事務処理についての説明会を行い、また、会計伝票の作成についてはその都度説明を行い、周知徹底を図る。
- 私費に係る財務事務調査の指摘事項についての所属研修会を実施し、改善を図る。

4 市ケ尾高等学校独自目標

(1) 部活動指導における事故防止

ア 目標

日常の部活指導及び合宿・県外遠征等における指導に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

「部活動における事故防止のガイドライン」を活用した不祥事防止研修会を実施し、事故防止に必要な知識・理解を深める。

(2) 健康上配慮を要する生徒への対応

ア 目標

健康上配慮を要する生徒に対して、個々の状態に合わせて適切に対応する。

イ 行動計画

健康上配慮を要する生徒の状況を共有し、適切な対応に努める。

(3) 教員経験の浅い職員による不祥事の防止

ア 目標

採用後5年以内の職員並びに通算任用期間が5年以下の臨時的任用職員等による不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

管理職や同僚による声かけの励行や、相談体制の整備を進め、公務員・社会人としての自覚や不祥事を起こさない意識を醸成する。

5 検証

設定した目標に沿って、プログラムを実行し次に示す時期に検証を行う。

検証の結果、達成度が低い場合は対応策を検討し、達成度が上がるよう行動計画を設定し直す。

(1) 第1回検証…8月

(2) 第2回検証…1月

(3) 第3回検証…3月

6 実施結果

5検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめ、行政課行政グループに報告する。

7 次年度プログラムの作成

5検証を踏まえ、事故防止会議が次年度の「不祥事ゼロプログラム方針」を作成する。

【活動状況<1学期>】

(1) 令和5年4月3日(月) 事故防止会議(企画会議)【1~9】

○今年度も風通しの良い職場づくりの徹底を図ること、「体罰、不適切な指導の防止」及び「わいせつ・セクハラ行為の防止」について最重要課題とすることを確認した。

(2) 令和5年4月10日(月) 朝の打合せ【6・9】

○副校長より、教務手帳の適切な管理及び適切な会計処理について職員へ注意喚起を行った。

(3) 令和5年5月11日(木) 事故防止会議(企画会議)【1・2・3】

○教育実習生に係るセクシュアル・ハラスメント防止について、教育実習生へのセクハラ並びに教育実習生から生徒へのセクハラの防止の徹底について確認した。

○来客対応について確認した。

(4) 令和5年5月15日(月) 朝の打合せ【6】

○副校長より、5月16日（火）から定期試験返却完了までシュレッダーの使用を禁止すると連絡した。

(5) 令和5年5月16日（火）朝の打合せ【5・6】

○教頭及びカリキュラム開発グループより、定期試験等の実施諸注意について職員への説明及び注意喚起を行った。（以後、テスト終了の5月19日（金）まで毎日朝の打合せで注意喚起を行った。）

(6) 令和5年5月23日（火）不祥事防止研修会【1・5・6】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.145「児童・生徒の個人情報の取扱い」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(7) 令和5年6月1日（木）事故防止会議（企画会議）【8】

○安全に安心して過ごせる学校とするための防犯体制を確認した。

(8) 令和5年6月20日（火）不祥事防止研修会【2・3・6】

○教頭より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.146「STOP! ザ・セクハラ/わいせつな行為」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(9) 令和5年6月28日（水）朝の打合せ【6】

○副校長より、6月29日（木）から定期試験返却完了までシュレッダーの使用を禁止すると連絡した。

(10) 令和5年6月29日（木）朝の打合せ【5・6】

○教頭及びカリキュラム開発グループより、定期試験等の実施諸注意について職員への説明及び注意喚起を行った。（以後、テスト終了の7月4日（火）まで毎日朝の打合せで注意喚起を行った。）

(11) 令和5年7月5日（水）朝の打合せ【5】

○カリキュラム開発グループより、適切な成績処理について、職員へ説明を行った。

(12) 令和5年7月13日（木）事故防止会議（企画会議）【1～9】

○事故防止について、1学期の振り返りを行った。

(13) 令和5年7月19日（水）不祥事防止研修会【5・6・8】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.147「定期試験・成績処理の事故防止」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(14) 令和5年7月21日（金）朝の打合せ【1・2・4】

○校長より、令和5年7月19日付け、教育長通知をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

【第1回検証】

1学期は、本校の「令和5年度不祥事ゼロプログラム方針」におけるすべての課題に取り組んだ。特に、最重要課題である「体罰、不適切な指導の防止」及び「セクハラ・わいせつな行為の防止」について、注意喚起を重ねて実施した。また、課題についての当事者意識を高揚させるとともに同僚性をさらに高めること、風通しの良い職場づくりが大切であること等の共通認識の徹底を図った。

【活動状況<2学期>】

(15) 令和5年8月24日（木）事故防止会議（企画会議）【1～9】

○事故防止について、1学期の振り返りを確認し、2学期の取組について検討した。

(16) 令和5年9月5日（火）不祥事防止研修会【4】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.148「体罰、不適切な指導の防止」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(17) 令和5年9月14日（木）事故防止会議（企画会議）【5・8】

○調査書発行等における相互チェック体制、業務協力体制の徹底について確認した。

(18) 令和5年9月19日（火）不祥事防止研修会【1】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.149「服務規律の遵守」を配付し、資料をもとに職員への説

明及び注意喚起を行った。

(19) 令和5年10月6日(金) 不祥事防止研修会【6】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.150「個人情報の適切な取扱い、情報セキュリティ」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(20) 令和5年10月10日(火) 朝の打合せ【6】

○副校長より、10月10日(火) から定期試験返却完了までシュレッダーの使用を禁止すると連絡した。

(21) 令和5年10月10日(火) 朝の打合せ【5・6】

○教頭及びカリキュラム開発グループより、定期試験等の実施諸注意について職員への説明及び注意喚起を行った。(以後、テスト終了の10月13日(金)まで毎日朝の打合せで注意喚起を行った。)

(22) 令和5年10月19日(木) 事故防止会議(企画会議)【1～9】

○事故防止に係る職員の意識改革を確認した。

(23) 令和5年10月20日(金) 不祥事防止研修会【9】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.151「適切な私費会計の取扱い」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(24) 令和5年10月31日(火) 朝の打合せ【1・2・3】

○校長より、令和5年10月26日付け、教育長通知をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(25) 令和5年11月7日(火) 朝の打合せ【6】

○校長より、令和5年11月2日付け、高校教育課長通知をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(26) 令和5年11月9日(木) 事故防止会議(企画会議)【2・5】

○入学者選抜について、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化を確認した。

○適切な教育実習について確認した。

(27) 令和5年11月10日(金) 不祥事防止研修会(職員会議)【7】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.152「飲酒運転等の根絶」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(28) 令和5年11月30日(木) 朝の打合せ【6】

○副校長より、11月30日(木) から定期試験返却完了までシュレッダーの使用を禁止すると連絡した。

(29) 令和5年11月30日(木) 朝の打合せ【5・6】

○カリキュラム開発グループ及び教頭より、定期試験等の実施諸注意について職員への説明及び注意喚起を行った。(以後、テスト終了の12月5日(火)まで毎日朝の打合せで注意喚起を行った。)

(30) 令和5年12月14日(木) 朝の打合せ【5】

○カリキュラム開発グループより、適切な成績処理について、再度職員に説明を行った。

(31) 令和5年12月15日(金) 不祥事防止研修会(職員会議)【5】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.153「入学者選抜の事故防止」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(32) 令和5年12月19日(火) 事故防止会議(企画会議)【1～9】

○事故防止について、2学期の振り返りを行った。

(33) 令和5年12月20日(水) 朝の打合せ【1・4・6・7】

○校長より、令和5年12月19日付け、教育長通知及び行政課長依頼をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

【第2回検証】

2学期も本校の「令和5年度不祥事ゼロプログラム方針」におけるすべての課題に取り組んだ。特に、最重要課題である「体罰、不適切な指導の防止」及び「セクハラ・わいせつな行為の防止」について注意喚起を重ねて実施

した。また、成績処理や進路関係の書類の作成及び取扱いに係る事故防止対策として、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底、職員同士の相互チェック機能の強化、個人情報の管理の徹底などを行い、事故を防止した。

【活動状況＜3学期＞】

(34) 令和6年1月11日(木) 事故防止会議(企画会議)【5】

○入学者選抜について、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化の徹底を再度確認した。

(35) 令和6年1月29日(月) 朝の打合せ【3・9】

○校長より、令和6年1月25日付け、高校教育課長通知及び財務課長通知をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(36) 令和6年2月2日(金) 不祥事防止研修会(職員会議)【3】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.154「職場のハラスメントの防止」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(37) 令和6年2月8日(木) 事故防止会議(企画会議)【1】

○服務規律の徹底について、同僚性の大切さや教員間の相互チェックが働く体制について再確認した。

(38) 令和6年2月27日(火) 朝の打合せ【6】

○副校長より、2月27日(火) から定期試験返却完了までシュレッダーの使用を禁止すると連絡した。

(39) 令和6年2月27日(火) 朝の打合せ【5・6】

○カリキュラム開発グループ及び教頭より、定期試験等の実施諸注意について職員への説明及び注意喚起を行った。(以後、テスト終了の3月1日(金)まで毎日朝の打合せで注意喚起を行った。)

(40) 令和6年3月11日(月) 朝の打合せ【1～9】

○副校長より、令和6年1月25日付け資料から映像資料の視聴について説明、児童・生徒に対する相談・指導等に係るQ&Aを配付し、職員への説明及び注意喚起を行い、後に、映像資料を視聴させた。

(41) 令和6年3月14日(木) 朝の打合せ【5】

○カリキュラム開発グループ及び教頭より、適切な成績処理について、再度職員に説明及び注意喚起を行った。

(42) 令和6年3月15日(金) 朝の打合せ【1・3・4・7】

○校長より、令和6年3月13日付け、教育長通知をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(43) 令和6年3月19日(火) 不祥事防止研修会(職員会議)【1～9】

○副校長より、不祥事防止職員啓発・点検資料 vol.155「コンプライアンス意識の醸成」及び vol.156「風通しの良い職場づくり」を配付し、資料をもとに職員への説明及び注意喚起を行った。

(44) 令和6年3月21日(木) 事故防止会議(企画会議)【1～9】

○事故防止について、1年間の振り返りを行った。

【第3回検証】

3学期は、入学者選抜業務を最重点項目として、入学者選抜担当者及び管理職から職員へ繰り返し注意喚起したり、研修会を行ったりした。その結果、職員全体で事故防止への意識がいつそう高まり、職員一人ひとりが当事者意識を持って、細心の注意を払って業務に取り組んだ。また、成績処理、不適切な指導の防止についても引き続き重点的に対応した。

令和5年度（市ケ尾高等学校）不祥事ゼロプログラムの検証等

課題・目標別実施結果

| 課 題 | 目 標 | 実施結果と目標の達成状況 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【1】 法令遵守意識の向上 | 公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底 | 教育公務員としての自覚と職務に対する使命感と責任を持ち、県民から誤解を受けることのない行動をとることを全職員で再度確認し、不祥事防止に努めた。 |
| 【2】 職場のハラスメントの防止 | 職員一人ひとりが当事者意識を持ち、原因・再発防止策について検討し、未然防止 | 人格形成上きわめて重要な時期である生徒を指導しているという認識及びその職務責任の重さを再確認し、予防に向けて職員間のコミュニケーションや同僚性が大切であるという意識を全職員で再度確認した。また、職員間のハラスメント行為の防止についても同様であることを再確認した。 |
| 【3】 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止 | についての効果的な取組を推進 | |
| 【4】 体罰、不適切な指導の防止 | 体罰によらない指導への理解の深化 教員間の相互チェックが働く体制整備 | 職員間のチェック機能を働かせ、体罰を加えてはならないことはもちろんのこと、不適切な言動が生徒を傷つけ、深い心の傷を残すことを全職員で再度確認した。今後、一層の適切な指導に努めていく。 |
| 【5】 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止 | マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化 | 成績処理、調査書作成及び入選業務の誤りがその生徒や受検者の一生を左右しかねない重大な事故につながることを改めて全職員で再度確認し、不祥事防止に努めた。 |
| 【6】 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策 | 教務手帳の管理等、個人情報の適切な管理の徹底 パスワードの設定、誤廃棄防止の徹底 | 個人情報管理の大切さを改めて認識するとともに、教務手帳や個人情報の管理及び誤廃棄防止の徹底を全職員で再度確認し、不祥事防止に努めた。 |
| 【7】 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守 | 交通違反・交通事故防止 酒酔い運転・酒気帯び運転の未然防止 | 交通ルールを守り、交通事故を起こさないことは当然のことであり、人身事故は多くの人々に様々な影響があることを、改めて全職員で確認し、不祥事防止に努めた。 |
| 【8】 業務執行体制の確保等 | 情報共有、相互チェック体制、業務協力体制の確認・徹底 | 風通しのよい職場づくりが円滑な業務執行につながることを改めて全職員で確認し、不祥事防止に努めた。 |
| 【9】 財務事務等の適正執行 | 私費会計事務処理の周知・徹底 | 私費は保護者から預かっているという認識を持ち、適正な会計処理を行うことの重要性を全職員で再度確認し、不祥事防止に努めた。 |

○ 令和5年度不祥事ゼロプログラム全体の達成状況と令和6年度に取り組むべき課題

(学校長意見)

今年度も不祥事防止に向けた意識の高揚に努め、取組を繰り返し実施した。特に、「生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止」、「体罰、不適切な指導の防止」「個人情報等の管理、情報セキュリティ対策」及び「入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る不祥事防止」について、引き続き重点的に取り組み、管理職からの指導だけでなく、一人ひとりの職員が不祥事を自分事として考え、未然防止に取り組んだ。

次年度は、不祥事の根絶に向けて、さらなる指導や研修を徹底し、県民の信頼を失わないとともに職員を守るためにも職員一人ひとりを的確に把握し、本校の全職員が当事者意識を持って、一層の取組推進を継続していく所存です。